

【令和7年4月1日施行】

鳥栖市市街化調整区域における地区計画の 運用基準が一部改正（面積緩和）されます

○対象の地区計画類型

(1)新幹線駅周辺型 (2)小中学校周辺型

※高速道路インターチェンジ周辺型は対象外

○条件

住宅建築（共同住宅、賃貸含む）のみを
目的とする場合

○改正内容

区域面積 1ha 以上 → 改正後 0.5ha 以上

（根拠）鳥栖市市街化調整区域における地区計画の運用基準

令和5年4月1日施行

問合せ先

鳥栖市 都市整備課 都市計画係

Tel : 0942-85-3601 Fax : 0942-85-2114 メール : toshi@city.tosu.lg.jp